

特許料等手数料の 納付方法のご案内

クレジットカードによる納付

平成31年4月1日から開始しました

**事前手続きが
他の納付方法に
比べ簡単♪**

クレジットカード会社サイトにて
3Dセキュア登録するのみ

インターネット出願ソフトでの
手続きで画面の指示に従って
情報の入力と確認を行えば
手続きが完了します



**複数の書類を
一度に
決済可能♪**

バスケット機能により
一書類ごと納付する必要が
ありません

**特許印紙の
購入が不要♪**

手続きがオンラインのみで
完結します

**手数料の
引き落としが
指定期間ごと♪
(例:月に一度)**

クレジットカード会社が
立て替えます

ご準備いただくもの

インターネット
出願ソフト



クレジット
カード



(VISA、Mastercard、JCB、American Express)
※3Dセキュア登録済みのもの

クレジットカードによる納付手順

1

事前準備

3Dセキュア登録

3Dセキュア登録とは、クレジットカードに任意の暗証番号を付与するものです。クレジットカードによって登録方法は異なります。

※特許庁への事前手続は不要です。



2

手続書類作成

手続書類の作成

インターネット出願ソフトを用いて手続書類を作成します。【手数料(又は特許料、登録料)の表示】欄に、【指定立替納付】及び【納付金額】を設け、手数料の金額を記載します。書類を選びオンライン出願を開始します。

記載例
【手数料の表示】
【指定立替納付】
【納付金額】 14000

3

クレジットカード情報の入力

クレジットカードの登録or選択

支払いに使用するクレジットカード情報を登録し、カード記載のセキュリティコードを入力します。すでに登録済の場合は、カード選択画面へ移行します。

3Dセキュアの暗証番号の入力

事前登録した3Dセキュアの暗証番号を入力します。

4

書類の提出

手続書類が提出されます。



クレジットカード納付

Q&A

Q クレジットカード納付に係る決済手数料はかかりますか。

A 利用者の方が決済手数料を負担することはありません。

Q 返還請求を行った場合、どのように返還されますか。

A 原則、特許庁からご利用のクレジットカード会社へ返還します。その後、クレジットカード会社が手続者へ精算を行います。



Q 3Dセキュアとはなんですか。

A インターネット上で決済する際に事前に登録した暗証番号を入力することにより、カードの不正利用を防止する仕組みです。登録方法や名称はカード発行会社により異なります。

Q 包括納付制度、自動納付制度に利用できますか。

A 申し訳ございませんが、ご利用いただけません。

Q クレジットカードは一枚しか利用できませんか。

A 納付手続ごとに異なるクレジットカードをご利用いただけます。

Q クレジットカードのポイントはつきますか。

A ポイントについてはクレジットカード会社の会員規約に基づきますので、カード裏面に記載されているカード会社へお問い合わせください。

クレジットカード納付について、詳しくは⇒ [特許庁ホームページサイト内検索](#)

クレジットカード

検索

クレジットカードFAQ

検索

口座振替によるダイレクト方式納付

指定口座から特許料等手数料を
引き落とします!

事前に金融機関の口座を特許庁に登録し、取得した振替番号を手続書類に記載してインターネット出願ソフトで提出することで、手続と同時に特許料等手数料を引き落とします。

便利です!



包括納付制度 (特許・意匠・商標)
自動納付制度 (特許・実用新案・意匠)
に利用できます!

設定又は設定後の、特許料又は登録料の
自動引き落としが可能になります。

※別途「包括納付」「自動納付」の申出書類の提出が必要です

引落としはリアルタイム!

預貯金通帳等で出金管理できます。

口座振替による納付手順

1

事前手続

必要書類に記載して
特許庁へ提出

「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書(新規)」(3枚1組)に必要な事項を記載・押印し、特許庁へ提出してください。

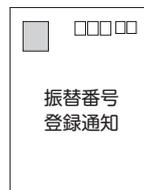
※【納付者保管用】は大切に保管してください。

様式は特許庁
ホームページに
掲載しています



郵送先: 〒100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
特許庁出願課申請人等登録担当 宛て

振替番号登録通知が
届きます



「振替番号登録通知」が
特許庁から郵送されます。
※届くまでに約1ヶ月かかります。

2

納付手続

インターネット出願ソフトで
特許庁へ手続書類を提出

記載例

【手数料の表示】

【振替番号】 12345678

【納付金額】 14000

【手数料(又は特許料、登録料)の表示】欄に、【振替番号】及び【納付金額】の項目を設け、振替番号及び手数料等の金額を記載して手続をします。



特許庁が金融機関から振替(引き落とし)を行います。

58行の取扱金融機関で口座振替による納付を行うことができます。(平成31年4月現在)

口座振替による納付

Q&A



Q 利用者が口座振替に必要な手数料を負担するのですか。

A 利用者の方が手数料を負担することはありません。

Q 残高不足で口座振替が行われなかった場合はどうなりますか。

A 原則として、料金に係る補正(補充)指令となりますので、残高不足とならないようにご注意ください。

Q 一般的に行われている口座振替のように月に一度の振替はできますか。

A 手続と同時納が原則ですので、月に一度の振替はできません。

Q 領収済証や振替明細書は送付されますか。

A 領収済証や振替明細書の送付は行いません。通帳に記帳していただくかインターネット出願ソフトで口座振替情報照会をご確認いただき、必要がある場合はデータを保存してください。

口座振替による納付について、詳しくは⇒ 特許庁ホームページサイト内検索

口座振替納付

検索

口座振替納付FAQ

検索

クレジットカード・口座振替以外に以下の納付方法があります。

1 電子現金納付

インターネット出願ソフトで納付番号を取得し、Pay-easy(ペイジー)を利用しインターネットバンキング又はATMから手数料を払い込む方法です。

2 現金納付書

特許庁専用の「納付書」を用いて、金融機関で手数料を振り込む方法です。

3 特許印紙による予納

納付すべき手数料の見込額をあらかじめ特許印紙で予納台帳に納付し、手続きごとに必要な手数料を予納台帳から引き落とす方法です。

4 特許印紙貼付

手続書面に特許印紙を貼付する方法です。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

このリーフレットについての問い合わせ先

特許庁総務部会計課財政班 03-3581-1101(内線2207)